



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
9月21日
第242号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課) 1
- 告 示
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 3
 - 滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の規定に基づく警察関係事務手数料収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (管理課) 3
- 公 告
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 3
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壌汚染対策法による要措置区域の指定 (甲賀) 4
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税証無効公告 (南部) 4
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (南部) 4
- 雑 報
 - 一般競争入札の公告..... 5

規 則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第63号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則 (平成16年滋賀県規則第59号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

法 令 ま た は 条 例 等	条 項
児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	第23条第2項、第33条の6第2項、第34条の4第1項 (知事への届出に係る部分に限る。)、第2項および第3項、第34条の12第1項 (知事への届出に係る部分に限る。)、第2項および第3項、第34条の18第1項 (知事への届出に係る部分に限る。)、第2項および第3項、第35条第3項および第11項ならびに第56条の8第3項 (知事への届出 (市町長を経由する部分を含む。)) に係る部分に限る。)
児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号)	第36条の43第1項 (第36条の47において準ずる場合を含む。)) および第36条の44第1項第1号 (第36条の47

	において準ずる場合を含む。)
滋賀県児童福祉法施行細則(昭和61年滋賀県規則第28号)	第22条および第22条の4
建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)	第13条第1項(地震に対する安全性に係る事項に関する報告(以下この項において「報告」という。))に係る部分に限る。)(附則第3条第3項において準用する場合を含む。)、第15条第4項(報告に係る部分に限る。)、第18条第2項において準用する第17条第1項、第19条、第24条第1項(報告に係る部分に限る。))および第27条第4項(報告に係る部分に限る。)
滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第4号)	第12条および第15条から第17条まで
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)	第4条第1項、第16条、第29条第1項および第34条第3項(知事への届出(市町長を経由する部分を含む。))に係る部分に限る。)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)	第29条
滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則(平成18年滋賀県規則第98号)	第3条
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	第17条第1項(認定の申請に係る部分に限る。)(第18条第2項において準用する場合を含む。))および第22条の2第1項(認定の申請に係る部分に限る。)(同条第5項において準用する第18条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)
滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成18年滋賀県規則第88号)	第7条および第11条
滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)	第13条第1項ならびに第19条第1項および第2項(意見書の提出に係る部分に限る。)
滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)	第5条第1項
滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)	第19条の2各々
滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例(平成3年滋賀県条例第18号)	第2条第1項
滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)	第20条第3項(第38条第3項において準用する場合を含む。)、第4項(第22条第2項において準用する場合および第38条第3項(第40条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において読み替えて準用する場合を含む。))および第5項(第22条第2項および第38条第3項において準用する場合を含む。)、第21条第1項(第22条第2項において準用する場合を含む。)、第22条第1項、第39条第1項(第40条第2項において準用する場合を含む。))ならびに第40条第1項
滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)	第18条第1項、第28条第1項および第33条第1項
知事の保有する個人情報の保護に関する規則(平成7年滋賀県規則第65号)	第5条第2項

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出金の徴収等に関する規則(平成20年滋賀県規則第30号)	第3条第1項
滋賀県収入証紙規則(昭和53年滋賀県規則第20号)	第10条第1項および第11条第3項
滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下この項において「規則」という。)	第3条第1項、第6条(規則第8条第3項および規則第16条第4項において準用する場合を含む。)、第12条(規則第14条第2項において準用する場合を含む。)、第13条および第17条第4項(知事が別に定める規則第2条第1項に規定する補助金等についてこれらの規定を適用する場合に限る。)
滋賀県道路占用規則(昭和32年滋賀県規則第15号)	第3条および第4条

付 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年9月21日から令和3年10月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大野木志賀谷長浜線	長浜市本庄町字仏生海道727番地先から 長浜市本庄町字上橋本582番地先まで	令和3.9.22 9時30分	L=538.0m

滋賀県告示第505号

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則(昭和37年滋賀県規則第59号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり警察関係事務手数料収入証紙売りさばき所の所在地の変更を承認した。

令和3年9月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

売りさばき人	売りさばき所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益財団法人滋賀県交通安全協会 会長 横江末治	草津市大路二丁目11番16号	草津市野村三丁目1番11号	令和3年9月21日

公 告

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、甲賀北地区工業団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和3年9月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日
 組合の名称 甲賀北地区工業団地土地区画整理組合
 事務所の所在地 甲賀市甲賀町大原市場字池ノ尻22-4 エールコナン1-B
 設立認可の年月日 平成31年2月15日

- 2 事業計画の変更の内容
 - (1) 設計の概要の変更
 - (2) 資金計画の変更
- 3 変更認可の年月日 令和3年9月21日

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。
令和3年9月21日

滋賀県甲賀環境事務所長 奥田 一 臣

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
 - 湖南市石部北三丁目2212番2、2212番5、2213番、2213番3、2214番、2215番、2216番、2217番、2218番1、2219番
 - 栗東市伊勢落字粟畑横田川筋632番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 5 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県税事務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和3年9月21日

滋賀県南部県税事務所長 松宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	30659584	1	令和3.4.20 } 令和4.3.31	草津市上笠四丁目3-17 レーク滋賀農業協同組合草津燃油配 送所	令和3.9.2
100 リットル券	農業	30659585	1	令和3.4.20 } 令和4.3.31	草津市上笠四丁目3-17 レーク滋賀農業協同組合草津燃油配 送所	令和3.9.2

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和3年9月21日

滋賀県南部県税事務所長 松宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第0300094号	令和4.4.7	草津市馬場町536 山中秀夫	令和3.9.2

雑

報

一般競争入札の公告

滋賀県立八日市南高等学校における堆肥循環システム（ICT化改修）一式の調達契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和3年9月21日

滋賀県八日市南高等学校長 箕浦博樹

1 入札に付する事項

- (1) 案件名および数量 滋賀県立八日市南高等学校における堆肥循環システム（ICT化改修）一式
- (2) 案件の内容等 滋賀県立八日市南高等学校の牛舎・豚舎における堆肥循環システム設置、既存備品の撤去およびそれに付帯する工事一式。詳細は仕様書および入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月15日(火)
- (4) 納入場所 滋賀県立八日市南高等学校農場内

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和3年滋賀県告示第68号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。

大分類：物品 中分類：農林水産機械および資材

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項等を示す場所および入札説明書の交付場所 滋賀県立八日市南高等学校事務室 〒527-0032 東近江市春日町1-15 電話 0748-22-1513 電子メール ma63@pref.shiga.lg.jp
- (2) 入札説明書、仕様書および契約条項等を交付する期間 令和3年9月21日(火)から令和3年10月29日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までの間を除く。）および令和3年11月1日(月)の9時から10時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は滋賀県物品・役務調達システムに添付するほか、(1)に示す場所においても交付する。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。ただし、現地視認は可能であるが、その場合は令和3年10月11日(月)から令和3年10月13日(水)までの13時30分から16時までの間で、学校に事前に連絡し日時の調整をすること。
- (5) 入札書の提出期間 令和3年10月22日(金)13時から令和3年11月1日(月)10時まで
- (6) 入札書の提出場所および提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の期間中に入札すること。
イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の期間中に(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の期間中に(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。なお、送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和3年11月1日(月)11時 滋賀県立八日市南高等学校

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (5) その他詳細は入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required : Compost circulation system installation set
 - (2) Deadline for tender : 10 : 00, November 1, 2021
 - (3) For further information, contact : Shiga Prefectural Youkaitiminami High School, 1 - 15 Kasuga-cho, Higashioumi-shi, Shiga, Japan 527 - 0032 TEL 0748 - 22 - 1513 E-Mail ma63@pref.shiga.lg.jp